# 阿倍野区地域福祉計画

令和３年度～令和６年度

阿倍野区マスコットキャラクター　あべのん

令和３年３月

大阪市阿倍野区役所

目　次

**1　計画の改定にあたって**
（1）改定の背景・・・

# 1　計画の改定にあたって

## （１）改定の背景

大阪市では、地域福祉の推進を図るため、平成 16 年に「第１期大阪市地域福祉計画」を、平成 21 年に「第２期大阪市地域福祉計画」を、平成 24 年には「大阪市地域福祉推進指針」を策定しています。

阿倍野区においてもこの指針に沿い、地域福祉を推進するための基盤やしくみづくりを進めるため、平成 28 年９月、「大阪市阿倍野区地域福祉計画」（平成 28 年度～令和２年度）を策定し、阿倍野区の特色ある地域福祉の取り組みを進めてきました。

この計画の期間が令和３年３月に終了することから、このたび「大阪市阿倍野区地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を改定するものです。

本計画は、平成30年３月に策定された「大阪市地域福祉基本計画」をはじめとする市の各種計画（「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」、「大阪市こども・子育て支援計画」等）を踏まえ、阿倍野区の特性に応じた計画となっています。

本計画に基づき、区民一人ひとりが自分らしく生きることのできる、地域福祉が充実した暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

## （２）阿倍野区地域福祉計画の位置づけ

### ア　阿倍野区将来ビジョンとの関係

平成 29 年４月に策定された「阿倍野区将来ビジョン」は、阿倍野区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、区のめざすべき将来像やその実現に向けた取り組みの方向性などをとりまとめたもので、令和３年４月に新たな「阿倍野区将来ビジョン」として策定されました。

今回改定する「阿倍野区地域福祉計画」は、「阿倍野区将来ビジョン」がめざす「誰もが住みたい、住み続けたいまち『あべの』」のうち「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」をめざす取り組みの方向性を具体的に示すものとして策定します。

### イ　大阪市地域福祉基本計画との関係

平成 30 年３月策定の「大阪市地域福祉基本計画」は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」で、各区の地域福祉計画等を支援する基礎的計画として、地域福祉に関する基本理念や目標を掲げ、地域福祉を推進するための取り組みの方向性を示しています。

「阿倍野区地域福祉計画」は、阿倍野区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための計画であり、改定にあたり「大阪市地域福祉基本計画」が示す地域福祉に関する基本理念等は踏襲することとし、取り組みの方向性については、「ニア・イズ・ベター*」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、阿倍野区の福祉課題に対応したものとして策定します。

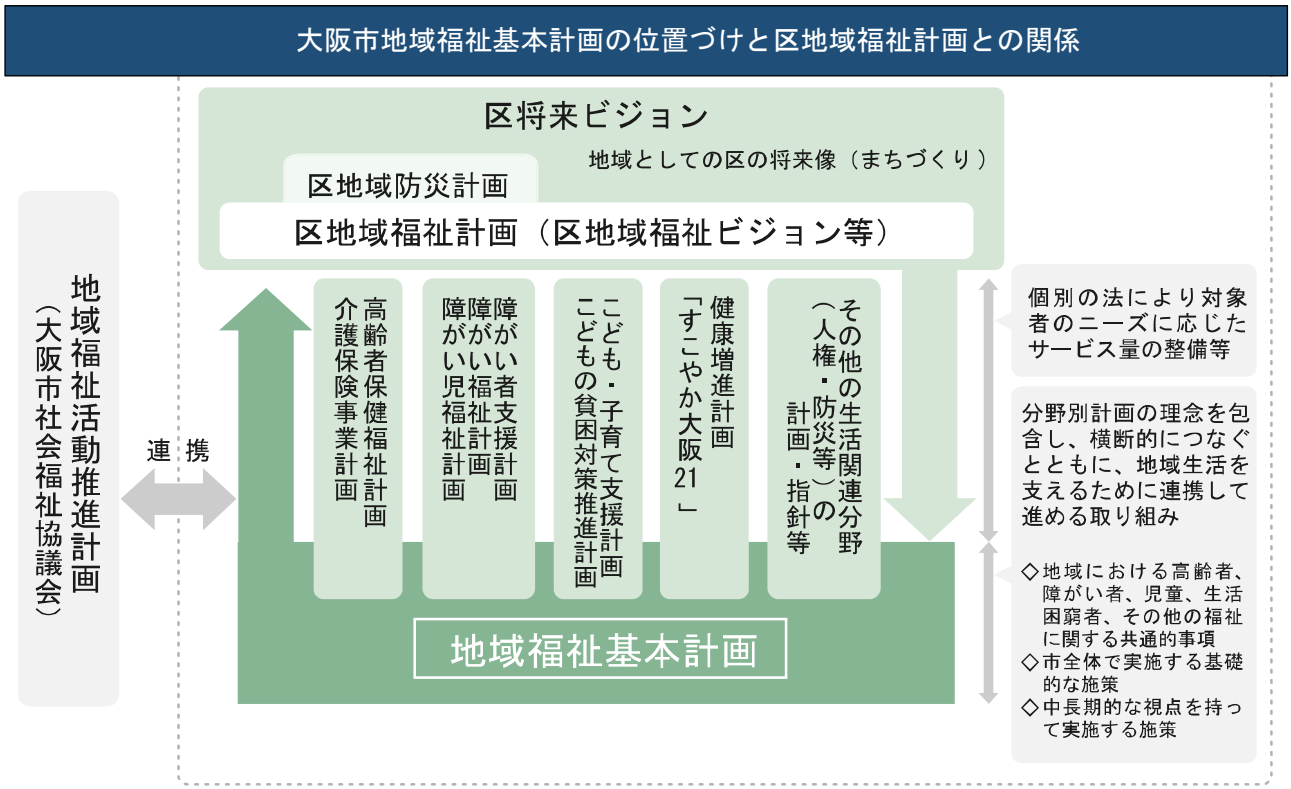


資料：大阪市ホームページより

https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000430584.html

## （３）計画の期間

今回改定する「阿倍野区地域福祉計画」の計画期間は、令和６年度までの４か年計画である「阿倍野区将来ビジョン」にあわせ、令和３年度から令和６年度までの４年間とします。

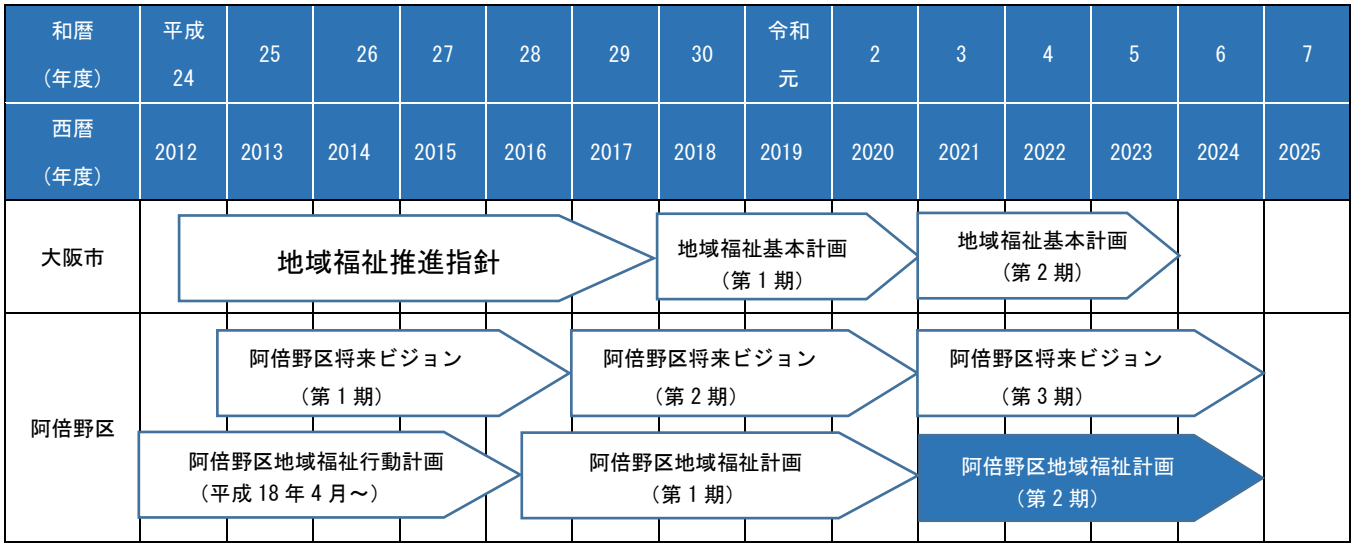

## 2　地域福祉をめぐる動向

### （１）人口・世帯の動向

阿倍野区の推計人口は、令和元年 10 月１日現在 110,457 人、52,665 世帯で、平成 27 年の 107,626 人から 2,831 人増加し、伸び率は 2.6%となっています。

65 歳以上の高齢者人口は、令和元年 10 月１日現在 28,190 人で、高齢者人口比率は 25.5%（大阪市全体は 25.7%）となっています。

15 歳未満の年少人口は、令和元年 10 月１日現在 14,038 人で、年少人口比率は 12.7%（大阪市全体は 10.7%）となっています。

６歳未満の未就学児人口については、令和２年４月１日現在 5,669 人で、平成 28 年の 5,565 人から 0.1%増加しており、人口増に伴い、子育て世帯も増加しています。

【阿倍野区の人口】

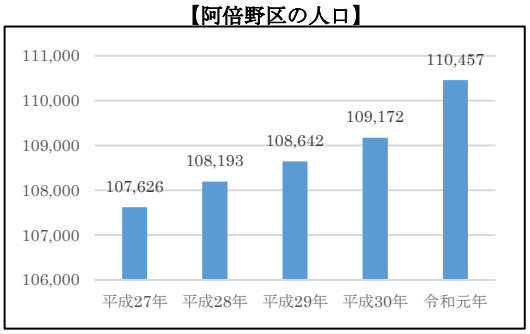


出典：推計人口（各年 10 月 1 日現在）※平成 27 年は国勢調査

【人口増加率】

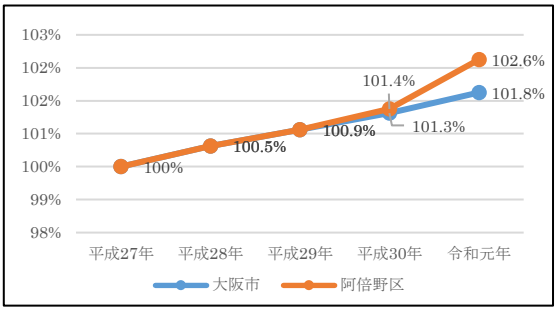


出典：推計人口（各年 10 月 1 日現在）※平成 27 年は国勢調査

【阿倍野区の３区分年齢層比率】

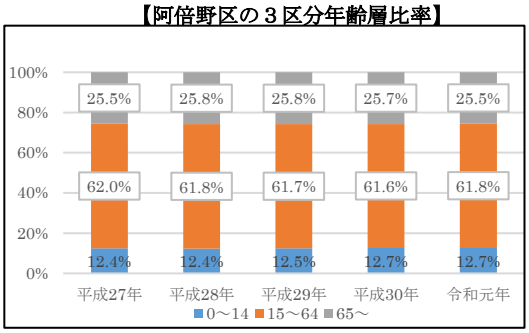


出典：推計人口（各年 10 月 1 日現在）※平成 27 年は国勢調査

【阿倍野区の未就学児人口】

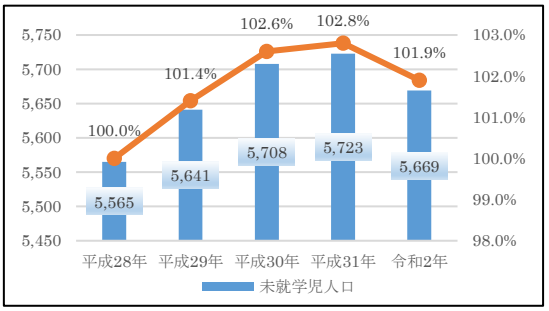


出典：こども青少年局　待機児童調査（各年 4 月 1 日現在）

### （２）高齢者をめぐる動向

平成 27 年の国勢調査によると、阿倍野区における 65 歳以上高齢者世帯は 19,210 世帯、38.4%となっています。そのうち、独居高齢者世帯は、7,780 世帯、40.5%（大阪市 42.4%）と大阪市平均よりは低いものの高い割合となっており、独居高齢者世帯の見守りを充実するなど、誰もが安心して暮らし続けるまちづくりを進めることが必要です。

阿倍野区における第１号被保険者の要介護認定者数については、令和２年３月 31 日現在 7,053 人、要介護認定率は 25.2%（大阪市 25.2%）で、平成 29 年の 6,765 人、要介護認定率 24.40%（大阪市 23.7%）から 0.8 ポイント増加しています。また、要介護認定者のう

ち要介護度３以上の割合は、令和２年は 31.5%（2,272 人）で、平成 29 年の 29.7%(2,010 人)に比べ 1.8 ポイント上昇しています。

平成 27 年の平均寿命*をみると、阿倍野区の男性は 80.4 歳、女性は 86.9 歳で、大阪市男性 78.8 歳、女性 86.2 歳と比べ大きな差はありません。健康寿命*については、阿倍野区の男性 79.2 歳、女性 84.4 歳で、大阪市の男性 77.1 歳、女性 82.6 歳と比べ少し長くなっていますが、人生 100 年時代が到来するなか、健康寿命のさらなる延伸、介護予防が課題といえます。

また、阿倍野区の認知症高齢者数は、平成 31 年４月１日現在、4,202 人と推計されています。我が国においては、団塊の世代*が 75 歳以上の後期高齢者に達する令和５年には、65 歳以上の高齢者の約 20%の人が認知症高齢者になると推計されているところであり、阿倍野区においても、認知症高齢者の増加に対応していくことが必要です。

【65 歳以上世帯のうち独居高齢者世帯の割合】

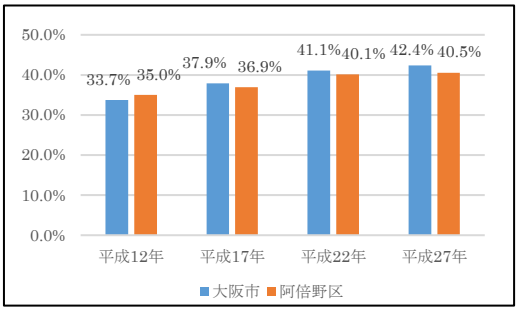


出典：国勢調査

【阿倍野区の要介護認定者数及び認定者率（第１号被保険者）】

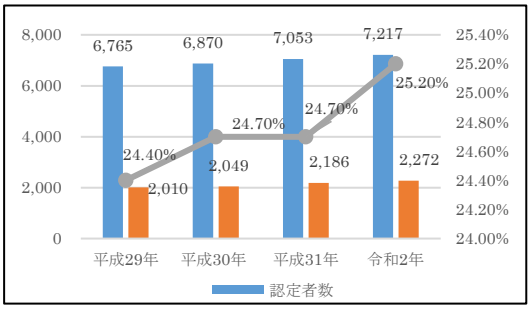


出典：福祉局データ（各年３月 31 日現在）

## （３）障がい者をめぐる動向

阿倍野区の令和２年３月 31 日現在の身体障がい者手帳所持者数は 5,608 人、療育手帳所持者数は 963 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は 1,314 人で、その数は年々増加してきています。うち、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成 27 年の 928 人と比べると約 1.5 倍と大きな伸び率となっています。

今後、手帳所持者が増加するとともに、現在の手帳所持者の高齢化が進んでいく中、障がい者が安心して暮らせるよう相談・支援体制を充実していくことが課題になっています。

【阿倍野区の障がい者手帳所持者数】

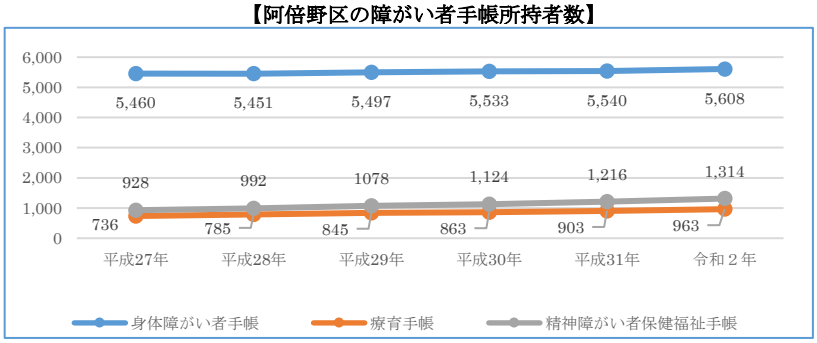


出典：福祉局データ（各年３月 31 日現在）

## （４）子どもをめぐる動向

少子高齢化、核家族化やライフスタイルの多様化により、子育て世帯の地域とのつながりや交流の機会が減少傾向にあります。とりわけマンション居住者など、若い世代は、地域との関わりが薄い傾向にあり、身近に相談する人がなかなか見つからないケースがあり、このような状況のもと、阿倍野区役所子育て支援室への新規相談件数は、令和元年度で 305 件と、平成 29 年度の 144 件に比べ、約２倍に増えています。

令和元年度の相談種別では、性格や不登校、しつけ、適性などの育成相談は 88 件、養護、児童虐待に関する相談は 103 件となっており、この２つの相談で 191 件と全体の約 60%を占めています。

また、要保護児童対策地域協議会*で取り扱っている件数も、令和元年度末 138 件で、平成 29 年度の 84 件から大幅に増えています。

今後とも、すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障され、その持てる力を最大限に発揮できるよう、関係機関と連携して、子ども及びその家族を支援して、児童虐待に至らないようにしていくことが喫緊の課題であるといえます。

【阿倍野区の種類別子育て相談件数】

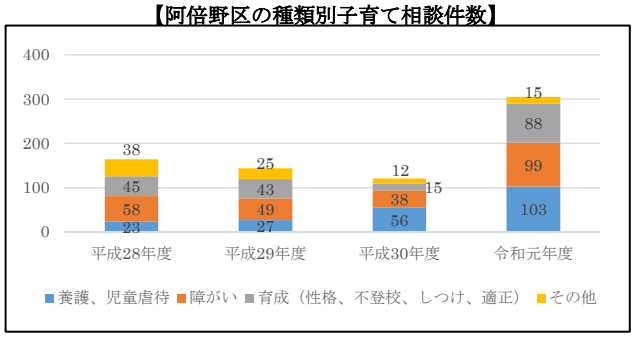


出典：阿倍野区役所データ（各年度末件数）

【阿倍野区の要保護児童対策地域協議会取扱件数】

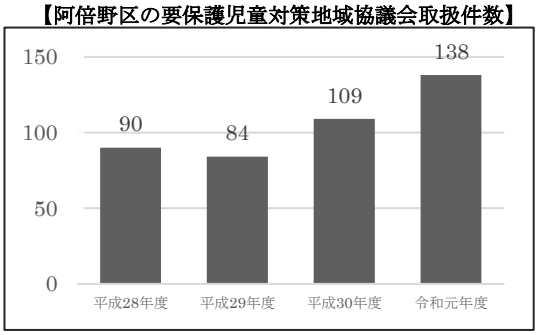


出典：阿倍野区役所データ（各年度末件数）

## （５）生活困窮者をめぐる動向

阿倍野区における令和２年３月の保護率については 2.48%で、大阪市全体の 4.95%と比べ、かなり低い水準となっています。

保護世帯数は、大阪市全体と同様、平成 24 年をピークに減少傾向で推移しており、世帯類型別の傾向としては、高齢化が進む中、65 歳未満の稼働年齢世帯が減少し、65 歳以上の高齢者世帯が増加傾向にあります。

生活困窮者の自立支援については、平成 27 年度から生活に困りごとを抱えた方の自立支援のための「生活相談窓口あべの」を区に設置し、平成 31 年度から名称を「仕事・生活・自立相談あべの」に変更し、自立するまでの間、包括的・継続的に支援しています。平成 31 年度の阿倍野区の相談件数については 227 件（平成 27 年度からの５年間の累計相談件数 1,205 件）で、主な内容としては、収入や住まい、就職などの幅広い相談となっています。

生活困窮者の相談の多くは、複合的な課題を抱えていることから、総合的な相談・支援を行っていくことが必要となっています。

【生活保護率】

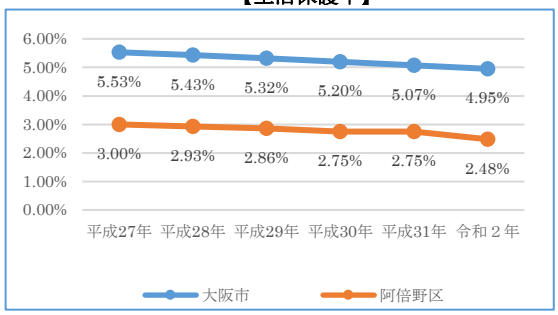


出典：福祉局データ（各年３月現在）

【阿倍野区の生活困窮者自立支援相談件数】

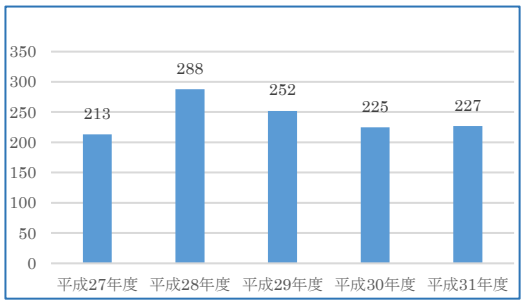


出典：阿倍野区役所データ

【生活困窮自立支援相談内容（平成 31 年度）】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 病気や健康、障がいのこと | 21 件 | 住まいについて | 22 件 |
| 収入・生活費のこと | 56 件 | 家賃やローンの支払いのこと | 17 件 |
| 税金や公共料金等の支払いについて | 4 件 | 仕事探し、就職について | 37 件 |
| 食べるものがない | 2 件 | 家族との関係 | 11 件 |
| 子育てのこと | 3 件 | その他 | 46 件 |

※複数の相談があるので、延べ件数としています。　出典：阿倍野区役所データ

## ３　これまでの取り組み状況

### （１）阿倍野区将来ビジョンの取り組み状況

平成29年に策定された阿倍野区将来ビジョンでは、阿倍野区に暮らす、すべての人々が住みなれた地域で、お互いが支えあい、いつまでも幸せに暮らせるまちをめざして「地域で支えあい、誰もが幸せに暮らせるまち」を目標としてきました。

阿倍野区将来ビジョンに基づく年度ごとの具体的な取り組みとして阿倍野区運営方針を策定し、取り組みの効果を検証するため区民モニターアンケートを実施しました。

**【めざす状態】**

地域住民が主体となり、地域の特色を活かした「地域福祉」が進んでいると感じる状態

**【主な具体的取り組み】**

地域による見守り体制の充実

・要援護者*の実態把握から地域の福祉課題やニーズの把握を行い、地域自らが見守り体制等を構築し、新たなネットワークづくりができるよう支援します。

・「あべのオレンジメール*」や「あべのあんしんステーション」の取組みにより、認知症高齢者等に対する地域での見守りの広がりを支援していきます。

**【成果目標】**

地域の特色を活かした「地域福祉」が進んでいると感じる区民の割合：60%以上

**【区民モニターアンケート結果】**

平成 29 年度　18.1%
平成 30 年度　33.0%
平成 31 年度　28.8%

**【課題と方向性】**

平成 31 年度の区民モニターアンケート結果は 30 年度から 4.2%下がったものの、29 年度より 10.7%伸びていることから、地域による地域福祉活動は順調に進められていますが、取組をより多くの区民の方に知っていただくことができていないと分析します。今後は地域で実施されている様々な活動について、より多くの区民の方に関心を持ってもらえるよう周知・啓発活動に努めます。

### （２）第１期 阿倍野区地域福祉計画の取り組み状況

平成 28 年９月に第１期 阿倍野区地域福祉計画を策定し、次の３つの目標を掲げて様々な取り組みが進められてきました。

#### ア　これまでの活動の一層の広がりをめざす

平成 18 年に策定された「阿倍野区地域福祉行動計画」に基づき、この間取り組んできた活動について、活動範囲の拡大、「地域」と連携した取組等のより一層の広がりをめざすとして次の取り組みを行ってきました。

【主な取組み】あべのつながりフェスタ

地域福祉推進イベントとして、未就学児童対象の「あべの親子フェスタ」、ボランティアグループ体験の「あべの愛♡博覧会」、共生がテーマの「アベノトモクラシー」、区内福祉施設のオープンデー「あべの福祉施設バル」の４つのイベントをメインに、様々な団体が参画し色々なイベントを“つながり”をテーマに合同開催しています。

（平成 28 年 10 月、平成 29 年 10 月、平成 30 年 10 月、令和元年 10 月）

**イ　「地域」による「地域」のための活動の推進体制づくり**

地域のことを熟知する地域の皆さん自身が「主役」となって活動を実施できる体制の構築を図り、活動を進めてきました。

【主な取組み】「わいわいトーク」「男のつどい」など

それぞれの地域で課題を抽出し、様々な取り組みが進められています。

**ウ　阿倍野区で活躍するいろいろな団体や企業などと連携できる体制づくり**

阿倍野区で地域福祉に関して活動するいろいろなボランティアグループ、ＮＰＯ法人、企業などと連携できる組織体制の構築をめざし取り組みました。

【主な取組み】阿倍野区地域福祉ミーティング

地域団体やＮＰＯ*、ボランティアグループなどの活動主体が集まり、顔をあわせ、お互いを知り地域福祉について今一度確認する場として開催しています。

平成 29 年１月、平成 30 年３月、平成 31 年３月、（令和２年３月については新型コロナウイルス感染症防止の観点から開催中止）

## ４　基本理念・目標

### （１）基本理念　「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」

「阿倍野区将来ビジョン」（以下、区将来ビジョン）では、阿倍野区に暮らす、すべての人々が住みなれた地域で、人として尊重され、お互いに支えあい、自分らしくいつまでも幸せに暮らせるまちをめざして「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」を目標に掲げています。

また、「大阪市地域福祉基本計画」（以下、市地域福祉基本計画）では、住民や行政をはじめ地域に関わるすべての人が共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、共有できる基本理念として、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を設定しています。

区将来ビジョンの目標と市地域福祉基本計画の基本理念は相通ずる理念であり、今回改定する本計画においても区将来ビジョンの目標「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」を基本理念とすることとします。

基本理念の実現に向けて、区将来ビジョンでは、次のとおりめざす状態と成果目標を定めており、本計画においても同様にめざすこととします。

【めざす状態】
・地域住民が主体となって、地域ごとの特色を活かした地域福祉活動が進んでいると感じる状態
【成果目標】
・地域福祉活動に参加したことのある区民の割合：４０％以上
・地域で支援を必要としている人に必要な支援が行き届く地域社会になっていると感じる区民の割合：４０％以上

なお、平成 28 年に策定した第１期の本計画では大きな目的として「これまでの活動の一層の広がりをめざす」「「地域」による「地域」のための推進体制づくり」「阿倍野区で活躍するいろいろな団体や企業などと連携できる体制づくり」を掲げ、それを実現するテーマとして「つながり」「ふれあい」「おもいやり」「支えあい」を設定して取り組みを進めてきました。今回の改定でもこれらを尊重して取り組みを進めます。

### （２）基本理念の考え方

「大阪市地域福祉基本計画」の基本理念の考え方には次の５つの視点が含まれるとしており、今回改定する本計画においても、これら５つの視点を共有します。

**ア　人権尊重の視点**

すべての人は、人間としての尊厳を持つかけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにして持っています。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、日常時はもとより非常時においても、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

イ　住民主体の地域づくりの視点

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりの住民が自分たちの住んでいる地域をもっとよくしていきたいという主体的な姿勢を持つとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話しあいの場をつくっていく必要があります。

住民が主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

ウ　ソーシャル・インクルージョン*の視点

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会のさまざまな領域において排除され、孤立しているような人びとがいます。そのような人びとには、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような支援が必要です。

また、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が十分でない人も含めてすべての人が、十分な相談や適切な支援により自ら意思決定し、自己実現が可能となる権利擁護*のしくみも必要です。

社会的援護を必要としている人びとを排除することなく、そのような人びとが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支えあうことができる地域をめざします。

エ　福祉コミュニティ形成の視点

阿倍野区においても、個人の生活様式や価値観が多様化し、少人数世帯、独居高齢者世帯、マンション居住者世帯等が増加するに伴い、人と人とのコミュニケーションやつながりなど、住民が主体的に相互に助けあう地域のコミュニティの希薄化が懸念されるところです。

社会福祉協議会や各地域の地域活動協議会の活動をはじめ、主体性をもった住民が集まり、話しあい、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、専門的な保健福祉サービスがうまく連携していく福祉コミュニティの形成をめざします。

オ　多様な主体の協働の視点

地域福祉を推進するには、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が、共に地域を担う主体として協働しあう社会をつくっていくことが必要です。

住民、区社会福祉協議会、ＮＰＯ、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いを認めあい、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みの拡大をめざします。

## （３）計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の２つの基本目標を掲げます。これらの基本目標に沿って、地域に関わる全ての人や団体等が、誰もが幸せに暮らせるまちをめざして連携・協働して環境の変化に応じた地域福祉活動に取り組むとともに、地域の包括的な支援体制の充実に向けてさまざまな取り組みを推進します。

### 基本目標１　気にかける・つながる・支えあう地域づくり

地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国籍住民といった世代や背景が異なる人びとが暮らしていますが、身近な地域に暮らすもの同士がお互いにつながり、ふれあうことにより存在を認めあうことができれば日々の変化などの気づきに繋げていくことができます。

さらに、災害などいざという時には、「どの家にどんな人が住んでいて、どこで救助を待っているか」などの重要な情報をあらかじめ把握しておくことにより、安否確認や救助活動等に役立てることができます。

そのため、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認めあい支えあうことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような「気にかける・つながる・支えあう地域づくり」を進めます。

**基本目標２　誰でも、いつでも、なんでも言える相談支援体制の充実**

誰もが地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、不便さや生きづらさを感じたときに、誰かの手助けが必要となります。また、解決が難しい様々な課題を抱えた人や、家族全体に支援が必要な人の中には、どこに相談すればよいかわからないと感じている人も多く、必要な手助けを十分に受けることができていない可能性があります。

さらに、自らＳＯＳを発信できない人に対しては、周囲の人が気づき、手を差し伸べるとともに、解決が難しい場合には、適切な支援につなぐことも必要となります。

こうした様々な課題を抱える人の困りごとを解決するためには、その人の声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め「丸ごと」の支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。支援を必要とする全ての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「誰でも、いつでも、なんでも言える相談支援体制の充実」をめざします。

### （４）計画の体系

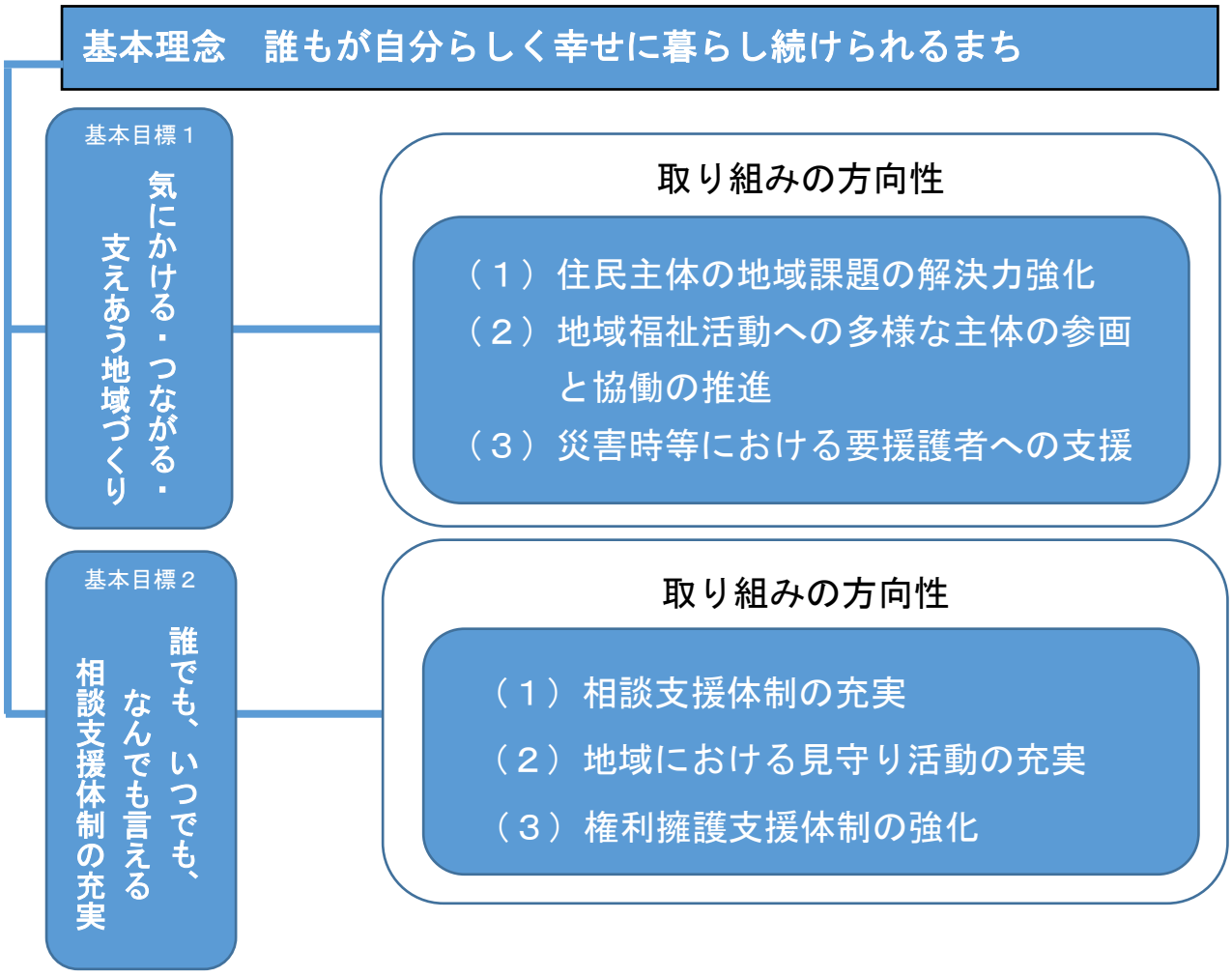

## ５　取り組みの方向性

### 基本目標１　気にかける・つながる・支えあう地域づくり

### （１）住民主体の地域課題の解決力強化

#### ア　地域での支えあい、助けあいの意識づくりと活動への参加促進

**【現状・課題】**

阿倍野区では、これまで地域活動を支えてきた地域振興会や地域活動協議会、民生委員・児童委員地区協議会、地区社会福祉協議会などの地縁による団体の尽力により、さまざまな地域活動が活発に展開されており、地域コミュニティが育まれています。そうしたなか、地域福祉活動についても、各地域の実情やニーズにあわせた食事サービスやふれあい喫茶*等、世代を超えたふれあい・交流事業や高齢者の見守り事業などが展開されています。一方で、マンション居住者や若い世代の地域への関心の低さなど、人と人とのつながりの希薄化といった問題が生じるとともに、活動の担い手不足や、高齢化、固定化が課題となっています。

こうした課題を解決するため、マンション居住者や若い世代等、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代の住民に対して、身近な地域でのつながりの大切さを実感し、地域の課題を地域全体で解決するために取り組む意識づくりを進めることや、地域でのイベントなど、誰もが気軽に参加できる活動の場の情報を発信し、地域活動への参加を促進し、担い手づくりにもつなげていくことが必要です。

**【取り組みの方向性】**

- 地域福祉にとって必要不可欠である地域での人のつながり、絆づくりを推進するため、マンション居住者や若い世代、団塊の世代など、あらゆる世代の住民に対し、地域での支えあい、助けあいの意識づくりを進めます。
- 各地域が実施するふれあい・交流事業等地域福祉活動や担い手づくりを支援します。
- 地域でのさまざまな取り組みや、だれもが気軽に参加できる活動の場の情報などを区内のより多くの人に伝えるため紙媒体による情報発信だけでなく、ＳＮＳ*（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した情報発信を行い、地域福祉活動等への参加のきっかけをつくり、新たな住民の参加を促進します。

#### イ　新たな生活様式に則した地域のつながりづくり

**【現状・課題】**

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民生活に大きく影響を与えました。大阪府では令和２年４月上旬に緊急事態宣言が発出され、外出の自粛やイベントの開催自粛、そして人との接触を減らすことが要請されました。その後、５月下旬に緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、感染予防に留意した生活を送ることが求められています。

この感染症の影響により、人が集い、ふれあう、対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることとなりました。また、誰もが経験したことのない状況で先の見通しが立たず、対策を話しあうための集まることも難しい状況が続きました。

しかしながら、対面で話すことや、皆で集まることの価値は決して変わるものではありません。

一方で、「ステイ・ホーム」に象徴される社会・経済活動の自粛は、生活困窮やひきこも

り、ＤＶ*等の増加につながる懸念があり、これまで以上に地域での見守り等、人と人とのつながりが重要なものとなっています。

**【取り組みの方向性】**

・困難な状況にあっても、手さぐりで「今できること」や「これからできること」を考え、食事サービスの戸別配食や、活動者間でのオンライン会議など新しい取り組みを支援します。

・人と人とが気にかけあう心や、社会的なつながりをつくることの大切さ、そして、これまで積み重ねてきた活動への思いを再確認しながら、さまざまな“アイデア”や“チャレンジ”を共有して、つながりづくりの新たな一歩となるよう支援していきます。

### ウ　地域ぐるみの子育て支援

**【現状・課題】**

子育てにおいて不安や悩みはつきものであり、気軽に相談できる相手や支援者が必要です。少子化、核家族化が急速に進展するなか、子育て世帯を孤立させることなく、地域ぐるみで子育て世帯の支援を行っていくことが求められています。とりわけ、マンション居住者など若い世代の子育て世帯のなかには、地域社会とのつながりが薄く、孤立しがちなケースも見受けられ、子育ての不安や悩みを相談する人がなかなか見つからず、悩みを抱えこんでしまう人が増えていることが懸念されます。このような世帯に対しては、気軽に相談できる場や、子育て世帯同士の交流の場を提供し、地域の子育て応援活動につないでいくことが必要です。

区役所子育て支援室では、相談担当職員のチームが、子どもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、子どもに関する様々な相談に応じるほか、関係機関との連携により、地域での子育てに関する情報提供を行っています。

阿倍野区では、15 年以上にわたり、地域において子育て支援の活動が活発に行われてきました。約 30 の団体・グループが子育てを応援するネットワーク（阿倍野区子育て支援連絡会）をつくり、各々の団体が、子どもが遊んだり、親子が交流したり、子育てに関する相談ができ、情報を得ることができる場の提供や絵本の読み聞かせなどを行うほか、連絡会の協働により、子育てボランティアの育成や街をあげてのお祭りなどを開催してきました。このネットワークには、大阪市の委託事業で運営されている「子ども・子育てプラザ」や「つどいの広場」も参加しています。

今後は、子育て支援室の相談機能を充実させるとともに、これまでに築かれてきた子育て支援連絡会のネットワークのさらなる強化を図っていくことが重要です。

児童虐待に関しては、地域の見守りや児童虐待が疑われる場合に速やかに児童虐待ホットライン*や相談窓口等に通報するよう地域住民に協力を働きかけていく必要があります。

**【取り組みの方向性】**

・地域の子育て支援団体・グループと協働して、区内の子育て支援情報を積極的に発信・提供していくとともに、地域との関係が薄い、子育てに不安や悩みを持つ保護者に対して、気軽に参加することができる子育て世帯の交流の機会を提供します。

・地域住民に、地域での見守りや児童虐待が疑われる場合、速やかに児童虐待ホットラインや相談窓口等に通報するよう、協力を働きかけるとともに、区役所子育て支援室に専門技術や知識を有する職員で構成する「チームあべのわ」により児童虐待対応にあたります。

### エ　介護予防の推進

**【現状・課題】**

人生 100 年時代を迎えるなか、健康寿命の延伸に向け、地域主体の健康づくり活動や、今後、増加が見込まれる認知症に対する予防活動をはじめ、介護予防活動の展開が不可欠となっています。

これまで、阿倍野区においては、関係団体と連携し健康展や健康づくり講座、ウォーキング大会「あべのウォーク」、老人クラブ主催「ちょこっとウォーキング」など、生活習慣の見直しや健康づくり・介護予防活動の実践に向け、区民に対する啓発を行ってきています。

また、「いきいき百歳体操*」など、健康づくり・介護予防に資する住民主体の通いの場づくりを進めており、「いきいき百歳体操」については、令和２年９月末現在、区内 19 か所で活動しています。

さらに、区内では、老人クラブや生涯学習サークル等において、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの活動が活発に行われているところです。

今後も、こうした活動に、より多くの方が参加し、互いに交流しながら、健康づくり、介護予防活動の輪を広げていくことが必要です。

**【取り組みの方向性】**

・関係団体と連携し、健康づくり・介護予防、認知症予防の広報・啓発を積極的に進めていきます。

・「あべのウォーク」「ちょこっとウォーキング」「いきいき百歳体操」等、住民主体の健康づくりや通いの場を支援するとともに、区内で実施されている健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの活動の紹介、情報発信を行い、区民の参加を促します。

## （２）地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

### ア　多様な主体の参画と協働の支援

**【現状・課題】**

区内地域で異なる福祉課題を把握し、それぞれのニーズにあった公的サービスに迅速につなげ、皆が幸せに暮らせるように、地域でお互いが支えあう福祉コミュニティの醸成が重要となっています。

さまざまな課題が重複する福祉ニーズに対応するため、関係機関のつながりづくりを進める必要があります。

一方、区内には、企業の社会的責任（ＣＳＲ）*として社会貢献を行っている民間事業者をはじめ、ＮＰＯ、学校法人、社会福祉法人等各種団体が多数存在しており、こうした多様な主体と行政との連携・協働を進め、地域の福祉活動が継続的かつ円滑に実施できるようにしていくことが必要です。

お互いの立場や役割を理解し協働することで、それぞれの強みを活かした新たな取り組みや、きめ細かい福祉サービスを提供することが可能となります。

また、ボランティアも大きな力となることから、個人や団体のボランティア活動を支援することにより、地域の福祉活動をみんなで支える地域づくりを進めていく必要があります。

**【取り組みの方向性】**

・地域の福祉活動に関心を持っている企業、商店会、ＮＰＯ法人、学校法人、社会福祉法人等各種団体と、地域福祉活動の主体との連携・協働を促進します。

・必要に応じ、地域福祉活動でのボランティア活動の活用を図ります。

### イ　教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実

**【現状・課題】**

生活や学習の中で「福祉」を学ぶことを、福祉教育と言います。地域で共に暮らす高齢者や障がい者の方との交流を通して、お互いに助けあうことの大切さ、人とのつながりの大切さを学んでもらい、それを日常の行動に結びつけて実行していく取り組みです。

現状として、学校における福祉教育への取り組みには温度差があります。学校と連携をはかりながら、区内全体に福祉教育を広めていく必要があります。

**【取り組みの方向性】**

・区内全体に福祉教育を広めていくため、令和２年３月に阿倍野区地域福祉推進会議*福祉教育ワーキングチームが作成した「阿倍野区福祉教育プログラム集」を小中学校などで活用していただき福祉学習を広めていきます。

・ボランティア活動体験については地域の施設などと連携した体験ができる機会を設け、福祉的課題の気づきに繋げると共に次世代の担い手を育成していきます。

### （３）災害時等における要援護者への支援

**【現状・課題】**

災害が発生したときに、高齢者や障がい者などの災害時等要援護者への対応を迅速かつ的確に行うためには、行政だけでなく身近な地域の住民がその人を適切に把握しておくことが必要です。そのためには、常日頃から地域住民が主体的に地域活動に関わり、平時からのつながりと支えあう関係を築くとともに、災害時等要援護者を地域のみんなで気にかけ、見守っていくことが重要です。

平成 27 年度からは、区社会福祉協議会に「見守り相談室*」を設け、行政が保有する要援護者情報（要介護３以上などの一定の要件を有している方）と平成 25 年度から阿倍野区として独自で地域福祉コーディネーターの活動により収集してきている要援護者情報を集約し、同意を得られた方の名簿を地域振興会や地域活動協議会、民生委員・児童委員などに提供し、日常的な見守りに活用するなどして、見守りネットワークを強化する事業を展開しています。

今後、南海トラフ地震*や上町断層帯地震等の発生も懸念されるなか、地域住民による災害時等要援護者への見守り体制を強化し、災害時への備えを進めていく必要があります。

**【取り組みの方向性】**

- 地域においても、平時から高齢者や障がい者などの災害時等要援護者を把握しておけるよう支援します。
- 災害時の自助について啓発を行うとともに、地域の防災訓練等でも、災害時等要援護者の安否確認、避難誘導支援などの対応を想定し、災害時に迅速かつ的確に行えるよう共助の取り組みを進めます。

## 基本目標２　誰でも、いつでも、なんでも言える相談支援体制の充実

### （１）相談支援体制の充実

#### ア　高齢者の相談支援体制の充実

**【現状・課題】**

地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、介護に関する相談や悩みをはじめ、健康や福祉・医療に関わることなどの相談に応じる地域の身近な相談窓口です。主任介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士の専門職がさまざまな関係機関と協力しながら高齢者を支援しています。

区内には３か所の地域包括支援センターと２か所の総合相談窓口（ブランチ）を設置（うち１か所については、令和３年４月現在休止中）しており、運営に関しては「阿倍野区地域包括支援センター運営協議会」で協議をしています。

区内での相談件数が平成 31 年度は延べ 5,387 件に及び、年々増加している状況です。しかし、他の支援機関が関わっているにも関わらず各地域包括支援センターへ相談がつながったときには、重篤化しているケースも多く、高齢者の相談窓口の周知不足にまだまだ課題があります。

また、最近の相談の傾向では 8050 問題*のケースが多くなってきています。高齢者側の支援体制は確立されていることが多いですが、障がい者支援や、病気でも障がいでもないケースの支援を担当するしくみが確立されておらず、連携して対応することが困難となっています。

**【取り組みの方向性】**

- 地域包括支援センターと総合相談窓口（ブランチ）について繰り返しの周知活動を行います。
- 関係機関の連携強化について区役所も後方支援し、相談支援体制の充実を図ります。

#### イ　障がい者の相談支援体制の充実

**【現状・課題】**

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らしていくために、相談支援機関等と連携し、個々の状況やニーズに応じた福祉サービスの提供や自立支援を進めていくことが必要です。

区内では、障がい者基幹相談支援センターが、障がいのある方や家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング*など必要な支援を行っています。また、身体障がい者相談員を６名、知的障がい者相談員を２名、生活経験豊富な障がい当事者又は関係者に委嘱し、身近な地域での相談を行っていただいています。

また、障がい者の方の地域での生活を応援するため、４月、１月を除く毎月１日に「障がい者何でも相談会」を開催しています。

さらに、障がい者福祉に関するシステムづくり協議の場として、阿倍野区地域自立支援協議会が設置され、その役割の１つとして区内にある相談支援事業所等が集まり、情報や課題を共有し連携を強化することで、相談支援サービスの向上に努めているところです。

阿倍野区では、既存の地域資源を最大限活用しながら、関係相談支援機関、事業所等の連携を図り、相談支援体制を充実していくことが必要です。

**【取り組みの方向性】**

・障がい者基幹相談支援センター、区自立支援協議会をはじめ、関係相談支援機関、団体、事業所の連携により、情報や課題の共有を促進し、相談支援体制を充実していきます。

**ウ　子育て・児童虐待の相談支援体制の強化**

**【現状・課題】**

子どもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行、児童虐待などの相談支援については、区役所子育て支援室が担うとともに、子どもの出生、健康に関する相談支援は、保健師を中心に区役所保健活動担当で実施しています。

子育て支援室に寄せられる相談件数は、少子化、核家族化の急速な進展のもと、子育ての悩みを相談する人が身近にいない状況もあり、年々増加傾向にあります。

また、区役所保健活動担当では、地区担当保健師が、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、子育て家族と顔の見える関係で継続的に相談支援を行っており、今後もこの取り組みを効果的に実施できるようにしていくことが必要です。

児童虐待に関しては、相談や通報をもとに、子育て支援室が調整機関となって、学校園、保育施設、こども相談センター、区役所（保健師、生活保護担当、障がい担当）等で構成する区要保護児童対策地域協議会を適切に運営し、支援対象児童等に関する情報や考え方を共有し、役割分担しながら、適切な支援・保護を図っています。

今般、区役所に相談・健診に来ない家庭、保育所等に通っていない児童等がいるなど、潜在的に児童虐待のリスクのある家庭に対して積極的なアプローチが求められています。自ら相談に来ることがなく、また支援者を拒否するなど継続的につながりにくく、関わりの困難なケースについては、社会福祉や精神保健福祉などの専門知識や技術を有する職員の訪問などによる、ていねいで粘り強い個別アプローチや関係機関の密な連携によるチームアプローチが必要です。

一方、地域では、乳幼児とその保護者が自由に遊べ、お互いに交流できる「つどいの広場」や「親子のつどい」が実施されており、関係機関がこうした活動主体と連携を図り、子どもの状態を把握していくことが求められます。

また、地域における見守りのなかで、児童虐待が疑われる場合に速やかに児童虐待ホットラインや相談窓口等に通報するよう、地域住民に協力を働きかけていく必要があります。

虐待の未然防止やリスクの軽減を図るためには、虐待リスクが潜在している児童や世帯の状況を早期に把握し、早期に適切な支援を行っていくことが重要であり、学校園、地域、関係民間団体との連携をはじめ、ネットワークの強化・拡大を図っていくことが必要です。

**【取り組みの方向性】**

・重大な児童虐待「ゼロ」をめざし、子育て支援室の相談支援機能を充実・強化し、社会福祉士等の専門技術や知識を有する職員で構成する「チームあべのわ」により、ハイリスクケースや潜在的に虐待リスクの高い家庭を訪問するなどにより、早期に発見し、早期に支援を開始します。

・保健師による、妊娠期から子育て期まで切れ目がなく、顔の見える相談支援をより効果的に実施します。

・小中学校との連携による「こどもサポートネット」を構築し、学校の気づきを活かし、子どもや世帯に必要な支援を検討し、区や地域等の支援につないでいきます。

### エ　認知症の人を支える取り組みの推進

**【現状・課題】**

認知症に対しては、予防、早期発見、必要な医療・介護の提供などの施策を総合的に進めることが求められています。

予防に関しては、認知症に対する区民の理解を深め、予防活動を実践していただくための取り組みを進めています。

認知症の早期発見・初期対応を促進するため、平成 28 年度から認知症診療・ケアの経験豊富な医師と、医療・介護福祉の専門職で構成する認知症初期集中支援チーム「あべのオレンジチーム*」を設けており、医療・介護福祉の専門スタッフが認知症ではないかと心配されている方を訪問し、相談・支援を行っています。

また、認知症の人及びその家族を支えるため、徘徊による行方不明時の捜索支援である阿倍野区ＳＯＳネットワーク事業「あべのあんしん見つけ隊*」を行っています。

さらに、阿倍野区では認知症高齢者等の方が行方不明になった時に登録いただいた方にお知らせし、発見に協力いただけるしくみとして「あべのオレンジメール*」を実施しています。また、令和２年度からは、地域の様々な業種の事業者の方々に日常業務の中で、高齢者等の異変に気付いたときに連絡いただき、速やかに関係機関につなぐしくみとして「あべのあんしんステーション」の取り組みを開始しています。

しかしながら、「あべのオレンジチーム」の活動をはじめ、実施されている認知症施策については区民に十分に認知されているとはいえない状況であり、今後とも、施策の充実を図るとともに、周知啓発を促進していくことが必要です。

**【取り組みの方向性】**

- 「広報あべの」や区ホームページ等への掲載を行い、認知症施策についての広報、周知を積極的に進めるとともに認知症に関する正しい理解を幅広い世代に向けてそれぞれの習得理解のレベルの違いに応じた研修会や講習会を実施します。
- 認知症の方の相談が、関係機関につながった時には重篤化しているケースがあるため「潜在的認知症の方の早期発見」「認知症対応力強化」につながる幅広いネットワークの再構築を図ります。
- 「あべのオレンジチーム」をはじめ、実施されている施策の充実・利用拡大を図ります。

### オ　医療と介護等の連携による在宅療養の推進

**【現状・課題】**

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

阿倍野区の医師会・歯科医師会・薬剤師会、地域包括支援センター、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所で構成する在宅医療・介護連携推進会議では、これまで「阿倍野区民が住みなれた地域で自分らしい暮らしをできる限り続けていけるよう、在宅医療・介護の連携推進」をめざし、区民啓発のための「在宅医療シンポジウム」の開催や、区内の在宅療養を支援する施設をマップにしたり、区役所のホームページに掲載する取り組みを行い、また医

療、介護関係者のお互いの顔が見える関係づくりを推進していくため、多職種による研修などに取り組んでいます。

今後とも、区民による在宅医療サービスの利用を促進していくため、区民、関係者に対し、在宅医療・介護連携の具体的なメリットを示しながら、在宅医療・介護サービスの連携の推進と利用拡大を図っていく必要があります。

**【取り組みの方向性】**

・区在宅医療介護連携推進会議の構成団体と連携しながら、区民の在宅生活を支える必要な医療・介護サービスが、切れ目なく一体的に提供されるよう、在宅医療・介護連携の取り組みを推進します。

### カ　複合的な課題等を抱える人への支援

**【現状・課題】**

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に対する相談支援体制については施策分野ごとに設置されています。

高齢者に対しては、地域包括支援センターが対応しており、障がい者に対しては、障がい者基幹相談支援センターが相談支援を行っています。子どもに関しては、区の子育て支援室で相談を受け付けしています。生活困窮者に対しては、区に相談支援窓口として「仕事・生活・自立相談あべの」を設置し、相談者の状況に応じ自立に向け包括的・継続的に支援を行っています。

こうした分野ごとに設けられている相談窓口について、抱える悩みや求める支援の内容に応じて、どこの窓口にいけばよいかを総合的に案内、情報提供していくことが必要です。

一方で、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた人が増加しています。たとえば、8050 問題では、親の介護等の問題は、地域包括支援センターで対応できますが、子への対応はできません。こうした複合的な課題を有する人や世帯への支援は、施策分野ごとの体制では十分に対応できないため、分野横断的かつ包括的に相談・支援を行う体制が必要であり、平成 31 年４月から総合的な支援調整の場（つながる場）の整備を図ってきているところです。

また、生活困窮者自立支援のしくみをもとに、施策分野を超えて、関係する地域・行政・相談支援機関が介して、一体となって支援方策を総合的に検討・実施する「支援会議*」を令和元年度から設けたところであり、今後、総合的な支援調整の場（つながる場）並びに支援会議のしくみを有効に機能させていく必要があります。

**【取り組みの方向性】**

・抱える悩みや求める支援の内容に応じて、どこの窓口に行けばよいか、相談窓口情報の総合的な案内、提供を行います。

・複合的な課題を有する人や世帯に的確に対応するため、関係する事業所や支援者同志の連携を強化するとともに、総合的な支援調整の場（つながる場）や支援会議のしくみ等を活用し、適切な支援につなげていきます。

### （２）地域における見守り活動の充実

**【現状・課題】**

阿倍野区において、65 歳以上の方が含まれる世帯は全体の約 38.4%となっており、そのうち独居高齢者世帯は 40.5%となっています。独居高齢者においては、孤立死に関して「身近に感じる」人が多いなど、日常生活に不安を感じている人が少なくありません。

こうした独居高齢者をはじめ、要援護者が孤立しないよう、また、必要な支援が受けられるよう、地域で要援護者の状況を見守っていく必要があります。高齢者の食事サービスやふれあい喫茶等の地域活動も、そうした見守りにつながるものです。

要援護者の見守り活動については、各地域で、地域振興会や地域活動協議会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が行っている他、地域福祉コーディネーターによる「あべの　安全・安心　見守り、支えあい隊」事業などを通じて継続的に行っており、平成 27 年度からは、区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設け、行政が保有する要援護者情報（要介護３以上などの一定の要件を有している方）と平成 25 年度から阿倍野区として独自で地域福祉コーディネーターの活動により収集している要援護者情報を集約し、同意を得られた方の名簿を、地域振興会や地域活動協議会、民生委員・児童委員等に提供（令和２年６月現在の名簿提供者数 4,242 人）し、日常的な見守りに活用するなどして、見守りネットワークを強化する事業を展開しています。

阿倍野区では、以前から、民生委員児童委員協議会による緊急情報活用支援事業「あべのあんしんキット」の取り組みや、「あべの　あんしんカード」により、在宅であっても、外出中であっても、けがや病気で救急隊に異常を知らせる際のツールを作成し、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

令和２年度からは、日常業務の中で、高齢者等の異変に気付いたときに連絡していただき、速やかに関係機関につなぐしくみとして「あべのあんしんステーション」の取り組みを開始しています。地域福祉コーディネーター等により、登録事業所であることを明示するステッカーを作成・配布・掲示を依頼し、見守り活動の協力者を増やす取り組みです。

今後も、地域の日常的な気づきや発見を、こうした見守り活動者につなげ、状況を把握していくなど、地域主体のセーフティネット*を強化することが必要です。

また、活動の担い手が不足するなか、これまでも「あべのオレンジメール」などＩＣＴ*を活用した見守りを実施していますが、より効果的な方法を検討することが必要です。

**【取り組みの方向性】**

- 要援護者に対する気づき、発見につながる地域でのさまざまな福祉活動の展開を支援します。
- 「あべの　安全・安心　見守り、支えあい隊事業」や「見守りネットワーク強化事業」を通じて要援護者の把握に努め、地域主体のセーフティネット機能の充実を図ります。
- 地域における見守りや助けあい活動を支援するとともに、ＩＣＴの積極的な活用など、より効果的な方法を検討し、見守りネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支えあう関係づくりに取り組みます。
- 集いの場などに集まる参加者同士が、お互いに気を掛けあい助けあうといった「支援する側」「支援される側」に区分されることのない、自然な見守りあいの活動を広げることなどにより、地域における見守り活動を住民全体に広げることができるよう取り組みます。

### （３）権利擁護支援体制の強化

#### ア　虐待防止の取り組みの推進

**【現状・課題】**

個人の尊厳を冒す重大な権利侵害である虐待の防止及び早期発見・対応の取り組みは、安心安全な生活を守るしくみとして不可欠であることから、引き続き確実に進めていく必要があります。

高齢者や障がい者に対する養護者*による虐待は、同居の家族による場合が多く、主に介護疲れや認知症、精神疾患等の病気への理解不足が原因であることが多いとされています。日常生活の中で、知らず知らずのうちに虐待に至る場合が多く、どこにでも誰にでも起こる可能性があります。虐待をしている側も受けている側も虐待に関する意識が低く、外から見えにくい家の中で起きるため、家族（養護者）が地域で孤立したまま深刻な事態に陥ることがあります。

阿倍野区では、実際に虐待案件が発生した場合は、区役所をはじめ地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、医療機関や福祉事業所等と協力して情報収集し、場合によっては弁護士、司法書士や社会福祉士などの専門職の助言を受けながら会議を重ね対応策について協議しています。

**【取り組みの方向性】**

- 虐待の早期発見や未然防止のために、介護や医療的ケアに関する相談や認知症、精神疾患等に対する理解を深める研修や学習会を実施します。
- 今後も広報紙の活用やポスターやビラの作成等により、虐待に関する相談窓口や連絡先等について広く周知します。

#### イ　成年後見制度*の利用促進

**【現状・課題】**

権利擁護のもう一つの取り組みとして、成年後見制度の利用促進があげられます。

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人*等が本人に代わって不動産や預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスの利用や施設入所、病院の入院などの手続きや契約を行ったりすることで、その人の生活を支援する制度です。

成年後見制度には法定後見制度*と任意後見制度*がありますが、法定後見制度は、本人を含め、４親等内の親族により家庭裁判所に申立てを行うことにより成年後見人等（成年後見人・保佐人*・補助人*）が選定されます。

ただし、家庭裁判所への申立ての手続きが煩雑であり、本人や親族の高齢化、単身世帯の増加、親族関係の希薄化など、本来、成年後見制度を必要とするものの、申立てができない人がまだ多く潜在しているのが実態です。

平成28年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されたことにより、大阪市では「成年後見制度利用促進基本計画」として権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のためのしくみを作り、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能の整備を図っています。

大阪市では、認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が不十分な人に対して日

常的な金銭管理や通帳等の預かりサービス、福祉サービスなどの利用援助など、地域での自立した生活を支援することを目的として、大阪市社会福祉協議会が「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」を行っています。この事業は、本人との契約に基づいた利用となるため、契約行為が困難となっている人や生活面全般についての支援を必要とする人などは、成年後見制度の活用が必要になります。

また、区役所や相談機関などで受ける成年後見制度の相談内容は、金銭や契約上のトラブルを抱えている場合や養護者により経済的な虐待を受けている場合など、社会生活上に支障が出た段階の相談がほとんどです。本来、権利擁護の支援は、このような問題を未然に防ぎ、個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、本人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保することを目的としていますが、まだ制度自体の認知度は高くなく、問題が露呈してから利用を検討する場合が少なくありません。

**【取り組みの方向性】**

- 成年後見制度の利用促進に向け、制度をていねいに説明した広報を行います。
- 制度を活用して、判断能力が十分でない人に対し福祉サービスの利用や、財産、日常的な金銭の管理を支援します。

## ６　推進に向けて

阿倍野区地域福祉計画がめざす基本理念である「誰もが自分らしく幸せに暮らし続けられるまち」を実現するには、行政や地域、関係する機関、団体等、多様な主体が連携して取り組むことが不可欠であり、今回改定した計画の内容について区民の方に向けて積極的に広報、周知を行い、幅広い連携・協力体制を構築していきます。

また、令和２年には新型コロナウイルス感染症の流行が社会に非常に大きな影響を与えました。それまでの生活スタイルや人びとの考え方にも影響を与え、地域福祉活動についても中止や見直しが相次いでいますが、こうした中でもつながりを絶やすことなく、お互いの暮らしを気にかけあうためにできることを工夫しながら進めていくことが必要です。

計画の取り組み状況についても、適宜、区政会議*、地域福祉推進会議をはじめ、関係機関や団体等の意見をお聞きし、いただいた意見を以後の取り組みの展開に活かしていくこととします。

# 用語解説

P1 「ニア・イズ・ベター」の考え方

住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。

P4 平均寿命

０歳児における平均余命。（寿命とは死因に関わらず生まれてから死ぬまでの時間）

P4 健康寿命

日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。

P4 団塊の世代

第一次ベビーブームが起きた、昭和 22 年～昭和 24 年に日本において生まれた人を指す。

P5 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見やその適切な保護または要支援児童及びその保護者または特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関・関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的とした協議会。

P7 要援護者

災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。高齢者をはじめ乳幼児などがあげられる。

P7 あべのオレンジメール

認知症や障がいがあり道に迷ってしまうおそれのある高齢者など事前登録された方が行方不明になった時に、状況をお知らせする「あべのオレンジメール」を配信し、広く見守りの目を増やすことで早期発見につなげるしくみ。

P8 NPO

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization（非営利団体）の略。

さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。なお、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることになる。

P10 ソーシャル・インクルージョン

「すべての人びとを孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう」という理念。

P10 権利擁護
子どもや認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。

P12 ふれあい喫茶
地域で暮らす人たちが、集い・交流することができる場として、地域の会館などで実施されている。

P12 ＳＮＳ
ソーシャルネットワーキングサービスの略。インターネット上で、人と人とのつながりを支援するサービスをいう。

P13 DV
Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。
配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力。被害者を女性に限定していませんが、DV の被害者は大半が女性。

P13 児童虐待ホットライン
「つい子どもに手をあげてしまう」といった悩みなど、児童虐待の予防と早期発見のための相談に応じています

P14 いきいき百歳体操
百歳体操は、高知市が開発した何歳になっても元気で楽しく生活するための体操。
「いきいき百歳体操」は生活に必要な筋肉を鍛え、けがや転倒を予防するための体操。

P15　企業の社会的責任（CSR）
企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会貢献する責任のこと。

P15 地域福祉推進会議
阿倍野区において、地域福祉計画の策定及び地域福祉計画に基づく施策の実施に関して専門的な意見を求めるために開催する会議。

P16 見守り相談室
誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りのネットワークを強化するために設置された相談室。区社会福祉協議会内に福祉専門職のワーカー（ＣＳＷ）を配置し次の取り組みを進めている。
・要援護者を地域での見守りにつなぐ
・孤立世帯等への専門職による対応
・認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

P16 南海トラフ地震

近い将来発生すると予測されている、日本列島太平洋沖の広い範囲を震源とする巨大地震のことであり、震度６弱以上の強い揺れに加え、大阪市の多くの地域が津波による浸水被害を受けると想定されている。

P17 8050 問題

80歳代の親と50歳代の子の組みあわせによる生活問題。ひきこもりの若者が親に依存したまま長期化し、様々な問題から外部への相談ができず、親子で社会から孤立した状態に陥る状態。

P17 ピアカウンセリング

障がいを持つ当事者自身が自己決定権や自己選択権を育てあい、支えあって、隔離されることなく、平等に社会参加していくことを目指し、お互に仲間（ピア）として、平等な立場で話を聞きあい、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けを行うもの。

P19 あべのオレンジチーム

阿倍野区地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症初期集中支援業務を実施するとともに、「認知症地域支援推進員」を配置し、若年性認知症や支援困難症例への対応や地域の認知症対応力向上等に資する業務を行っています。

P19 あべのあんしん見つけ隊

認知症で道に迷ってしまうおそれのある高齢者などを地域ぐるみで見守り、行方不明の時に早期に発見できるようにするしくみ。

P20 支援会議

生活困窮者自立支援法第 9 条に基づいて設置された会議。生活困窮者の早期発見及び迅速な支援開始、とりわけ自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するため、関係機関等が、生活困窮者自立支援制度の理念及び生活困窮者の支援に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的とする。

P21 ICT

Information & Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと。

P21 セーフティネット

すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多元的な生活支援の機能・しくみのこと。

P22 養護者

高齢者の日常生活において何らかの世話をしている家族、親族、同居人等。

P22 成年後見制度

判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図る制度。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。

P22 成年後見人

自分ではほとんど判断することが不可能な人に対し、日常生活に関する行為を除く、すべての法律行為を本人に代わって行ったり必要に応じて取り消したりする。

P22 法定後見制度

すでに認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方の、生活や財産を守り、支援することを目的とした制度。

P22 任意後見制度

将来の判断能力の低下に備えて、財産や身の回りのことについてあらかじめ自分の意思で決め、定められた様式の公正証書で自分で選んだ後見人候補と任意後見契約を結び、本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が任意後見監督人を選任する制度。

P22 保佐人

後見には至らないが、判断能力が著しく不十分である人に対し、申立時に選んだ特定法律行為（生活、介護、財産に関するもの）を本人に代わって行う。重要な法律行為に同意したり、取り消したりする。

P22 補助人

判断能力が不十分である人に対し、申立時に選んだ特定法律行為（生活、介護、財産に関するもの）を本人に代わって行う。申立て時に選んだ重要な法律行為に同意したり、取り消したりする。

P24 区政会議

区役所で実施しているまちづくりの方向性や取り組みの成果について幅広く区民の皆様の意見を聞き、これからのまちづくりに活かしていくために開催する会議。

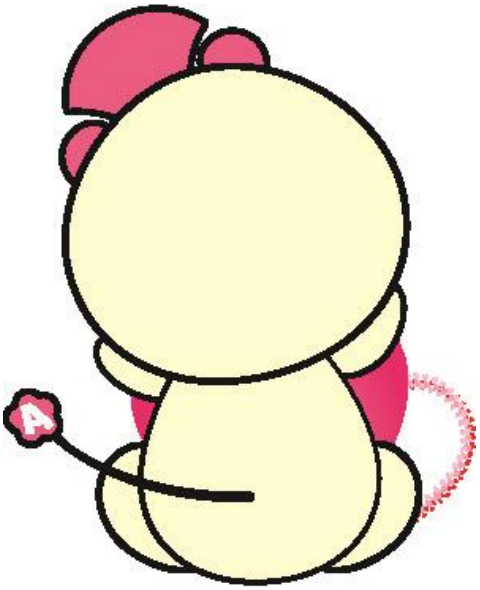

阿倍野区地域福祉計画

令和３年３月

---

阿倍野区役所　保健福祉課